

一般社団法人長崎県社会福祉士会  
会員派遣調整手数料規程

規程第8号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県社会福祉士会（以下「本会」という。）の円滑な運営と会員の活動の場の提供に資するため、本会が依頼し、または各種団体等からの要請を受け、会員をその委員や講師等として紹介したことに伴う受任、受託、契約等により、会員が謝礼金を受領した場合、本会への会員派遣調整手数料（以下「調整手数料」という。）の徴収について基本的事項を定めることを目的とする。

(調整手数料の範囲)

第2条 調整手数料の徴収が必要な活動は、次のとおりとする。

- (1) 本会が主催した研修会等において講師等を依頼した場合。
- (2) 本会が他機関・他団体からの依頼により、各種講師、委員等として紹介し、報酬を得た場合。
- (3) その他、理事会が対象と定め、または認定した場合

(調整手数料徴収の適用除外)

第3条 本会を経由しないで、個別に会員が受託して得た講師謝礼金等は、調整手数料徴収の適用から除外する。

- 2 旅費交通費、その他実費弁償については、本人に帰属するものとし、調整手数料徴収の適用から除外する。

(調整手数料)

第4条 調整手数料の金額は、報酬等の5%とする。

- 2 ただし、報酬額が当該年度合計1万円未満の場合は免除とする。

(納入方法)

第5条 第2条に該当し、報酬を得た会員は、自己申告により調整手数料を当該年度の3月末までに、本会が指定する口座へ振り込むものとする。

(改廃)

第6条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は平成24年6月24日より施行する。ただし、この規程の制定前に推薦等により就任した場合には、この規程の適用を受けないものとする。